

平成 21 年 ( 排 ) 第 28 号

排 除 命 令 書

長崎県佐世保市卸本町 16 番地 2

株式会社庄屋フードシステム

同代表者 代表取締役 中 村 信 機

公正取引委員会は、前記の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主 文

- 1 株式会社庄屋フードシステム（以下主文において「庄屋フードシステム」という。）は、同社が運営する「庄屋」と称する飲食店（以下主文において「庄屋」という。）で一般消費者に提供している料理の内容に関し、一般消費者の誤認を排除するために
  - (1) 平成 18 年 7 月ころから平成 21 年 6 月ころまでの間別表 1 及び別表 2 記載の店舗で一般消費者に提示したメニュー並びに平成 18 年 7 月ころから平成 21 年 3 月ころまでの間同社がインターネット上に開設したウェブサイトにおいて行っていた、あたかも、米を用いる料理に、長崎県に所在する契約農家が生産した天日により乾燥させたものを用いているかのように示す表示
  - (2) 平成 18 年 7 月ころから平成 21 年 6 月ころまでの間別表 1 及び別表 2 記載の店舗で一般消費者に提示したメニューにおいて行っていた
    - ア あたかも、葉野菜を用いる料理に、長崎県に所在する同県からエコファームに認定された農場で有機肥料を使用して低農薬で栽培したものを用いているかのように示す表示
    - イ あたかも、塩を用いる料理に、長崎県五島灘の海水を汲み上げて昔ながらの方法により長崎県五島地方で

製造されたものを用いているかのように示す表示

は、事実と異なるものであり、かかる表示は、当該料理の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を得なければならない。

2 庄屋フードシステムは、今後、庄屋で提供している料理又はこれと同種の料理の取引に関し、前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

3 庄屋フードシステムは、今後、庄屋で提供している料理又はこれと同種の料理の取引に関し、第1項の表示と同様の表示を行うことにより、当該料理の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

4 庄屋フードシステムは、第1項に基づいて行った公示及び第2項に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

## 事 実

1 株式会社庄屋フードシステム（以下「庄屋フードシステム」という。）は、肩書地に本店を置き、飲食店を営む事業者であり、平成21年4月1日現在、「庄屋」と称する飲食店（以下「庄屋」という。）54店舗において、一般消費者に和食を提供している。

2 (1) 料理に用いた食材の生産者の写真等を掲載した料理は、生産に関する情報が開示された「顔が見える」安心な食材を用いた料理として、一般消費者に好まれる傾向にある。

(2) 天日により乾燥させた米（以下「天日乾燥米」という。）は、栄養価が高くなり旨みが増すといわれており、一般消費者に好まれる傾向にある。

(3) 有機肥料を用いて栽培された野菜や、農薬の使用量を少なくして栽培された野菜は、安全性の高いものとして、一般消費者に好まれる傾向にある。

- (4) 長崎県五島灘の海水を汲み上げて昔ながらの方法により長崎県五島地方で製造された塩は、海水を用いて自然な方法で作られたものとして、一般消費者に好まれる傾向にある。

### 3 庄屋フードシステムは

- (1)ア 平成18年7月ころから平成21年6月ころまでの間、別表1及び別表2記載の48店舗で一般消費者に提示したメニューにおいて、例えば、平成21年3月ころ別表2記載の店舗で提示したメニューの裏面（別添写し1）にあっては、「庄屋のお米を届けていただいている契約農家のみなさん。（長崎県江迎町）」と記載して、米の生産者の写真を掲載するとともに、「お米はおいしい天日乾燥米。お米は長崎の契約農家で作る安心なお米を使用しています。しかも昔ながらの天日干しのお米ですから、ひと味違うおいしさです。」と

- イ 平成18年7月ころから平成21年3月ころまでの間、同社がインターネット上に開設したウェブサイト（別添写し2）において、「【米】RICE お米は長崎の契約農家で作られた有機米を使用。昔ながらの天日干しで、一味ちがうおいしさです。」と

それぞれ記載することにより、あたかも、米を用いる料理に、長崎県に所在する契約農家が生産した天日乾燥米を用いているかのように示す表示

- (2) 平成18年7月ころから平成21年6月ころまでの間、別表1及び別表2記載の48店舗で一般消費者に提示したメニューにおいて、例えば、平成21年3月ころ別表2記載の店舗で提示したメニューの裏面（別添写し1）にあっては

- ア 「田中農園の皆さんと安全・安心の野菜たち。（長崎県島原市）」と記載して、野菜の生産者の写真を掲載するとともに、「島原のエコファーム認定農場から直送の安心野菜。ほうれん草や水菜などの葉野菜は、長崎県エコファーム認定農場、島原「田中農園」から直送する新鮮野菜。有機肥料を使った低農薬の安全、安心な野菜です。」と記載することにより、あたかも、葉野菜を用いる料理に、長崎県に所在する同県からエコファームに認定された農場で有機肥料を使用して低農薬で栽培したものをを用いているかのように示す表示

- イ 「つばき窯の製塩風景。（長崎県五島市）」と記載して、製塩風景の写真を掲載するとともに、「ミネラル豊富な五島灘からの贈り物。塩は薪釜を使って昔ながらの製法で作る五島「つばき窯」の天然海水塩を使用。」と

記載することにより，あたかも，塩を用いる料理に，長崎県五島灘の海水を汲み上げて昔ながらの方法により長崎県五島地方で製造されたものを用いているかのように示す表示

をしているが，実際には，(1)の料理に長崎県に所在する契約農家が生産した天日乾燥米を用いていたのは3店舗にすぎず，(2)アの料理に長崎県に所在する生産者が有機肥料を使用して低農薬で栽培したものをを用いていたのはほうれん草及び水菜だけであり，(2)イの料理に長崎県五島灘の海水を汲み上げて長崎県五島地方で製造されたものをを用いていたのは寿司酢を用いた料理だけであった。

### 法 令 の 適 用

前記事実によれば，庄屋フードシステムは，庄屋で提供している料理の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，景品表示法第4条第1項第1号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成21年6月22日

### 公 正 取 引 委 員 会

委員長 竹 島 一 彦

委員 濱 崎 恭 生

委員 後 藤 晃

委員 神 垣 清 水

委員 濱 田 道 代